

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年3月20日
【発行者の名称】	株式会社ウイズ・ワン (WISS1 Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 美知男
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町3番3号
【電話番号】	(03)5623-6711 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 井手 浩太
【担当 J - A d v i s e r の名称】	宝印刷株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	(03)3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ウイズ・ワン https://www.wiss1.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高	(千円) 1,075,706	1,485,293	1,640,238
経常利益	(千円) 52,420	54,985	44,060
当期純利益	(千円) 33,940	37,999	33,369
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) —	—	—
資本金	(千円) 45,000	45,000	45,000
発行済株式総数	(株) 900	900	90,000
純資産額	(千円) 227,478	263,262	291,978
総資産額	(千円) 730,043	854,763	968,181
1株当たり純資産額	(円) 2,527.54	2,925.13	3,244.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円) 2,500.0 (—)	5,000.0 (—)	50.0 (—)
1株当たり当期純利益	(円) 377.11	422.22	370.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円) —	—	—
自己資本比率	(%) 31.2	30.8	30.2
自己資本利益率	(%) 16.0	15.5	12.0
株価収益率	(倍) —	—	—
配当性向	(%) 6.6	11.8	13.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 19,739	78,936	△2,524
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円) △42,169	△75,618	△56,358
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円) 44,524	17,973	93,057
現金及び現金同等物の期末残高	(千円) 202,653	223,944	258,118
従業員数	(人) 163	161	185

(注1) 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(注2) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第24期事業年度の期首から適用しており、第24期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(注3) 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

(注4) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」は第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。また、第22期及び第23期の「1株当たり配当額」は当該株式分割前の株数で算出しております。

(注5) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注6) 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

(注7) 従業員数は就業人員であります。

(注8) 第23期の財務諸表について特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第24期の財務諸表について特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第22期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

2【沿革】

当社は、1999年東京都中央区日本橋本町において、システムの企画、開発、販売及び設計業務を主たる目的とする会社として、当社代表取締役社長である柴田美知男とソフトウェア技術者の有志が集まり設立いたしました。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
1999年1月	東京都中央区日本橋本町においてシステムの企画、開発、販売及び設計業務を主たる目的として資本金1,200万円にて株式会社ウイズ・ワンを設立
2000年12月	組込技術を活用し、プリンター用組込ソフトウェアを開発
2003年3月	業容拡大により、本店を東京都中央区日本橋大伝馬町に移転
2015年3月	情報セキュリティマネジメントシステムISO27001の認証を取得
2015年10月	労働者派遣事業の認可を取得
2015年12月	九州地区の受注拡大に伴い、福岡市博多区に九州開発センターを開設
2017年7月	IoTの調査研究、情報把握と業務拡大を目的にIoT推進コンソーシアムへ入会
2018年4月	受託開発の拠点として東京都中央区小伝馬町に日本橋開発センターを開設
2019年3月	新人教育の充実のため、東京都中央区小伝馬町に教育センターを開設
	受託開発の拡大を受け、日本橋開発センターを東京都中央区大伝馬町に移設
2020年4月	EC用クラウド型アプリサービス『evone』によりSaaS事業に参入 ドローン活用アプリ開発事業に参入
2021年3月	業務品質向上を目的に品質管理マネジメントシステムISO9001の認証を取得
2021年4月	九州地区の受注拡大に伴い、九州開発センターを九州支社に変更
2023年3月	(株)東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場

(注)「SaaS」は「Software as a Service」の略で、ベンダーが提供するクラウドサーバーにあるソフトウェアを、インターネット経由でユーザーが利用できるサービスです。

3【事業の内容】

当社では主にオープンシステム開発を中心とした業務システムの提案を行うシステム開発事業及びネットワーク/サーバ構築、保守・運用、評価検証を行うインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っております。本社、九州支社で事業の内容は同様であります。九州支社は現在新規営業先の開拓、人材育成に注力しており、長期的視点で拡大を目指しております。

各事業の内容は次のとおりであります。なお、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) システム開発事業

① 各種システムの設計、開発及び保守業務

大手システムインテグレータを経由して受託したシステム開発や顧客から直接受託したシステム開発を行っております。基本的に顧客先に常駐して顧客システムの開発・保守を行います。

金融、通信、流通、サービス等の幅広い分野の業務システムを開発しており、販売管理、顧客管理などの基幹システム開発、保守運用などシステム開発全般を行っております。また、ソフトウェアの評価・検証も行っております。

【業種及び事例】

金融

- ・証券基幹システム更改
- ・クレジット基幹システム再構築
- ・銀行営業店端末及びATM業務開発
- ・生保業務システム開発

流通

- ・生協向け物流システム開発
- ・生協向け運用システム開発、保守
- ・宅配企業システム更改
- ・販売管理システム開発

通信

- ・顧客管理システム開発
- ・通信会社収支管理システム更改
- ・セキュリティソフト開発
- ・統合型資産管理パッケージ保守開発

一般／その他

- ・旅行業務システム開発
- ・電力小売業精算管理システム開発
- ・購買管理パッケージ保守開発
- ・セキュリティ対策パッケージ保守

【技術領域】

OS	DBMS	開発言語	その他
UNIX、Linux、Windows、汎用機OS 他	Oracle、SQL Server、MySQL、PostgreSQL、DB2、MariaDB、Aurora 他	Java、JavaScript、PHP、Python、.NET(C#、VB)、C/C++、COBOL 他	AWS、Azure、Apache、IIS、WebLogic、WebSphere、Interstage 他

(注1) 「AWS」は「Amazon Web Services」の略で、Amazon社が提供するクラウドサービスです。

(注2) 「Azure」は、マイクロソフト社が提供するクラウドサービスです。

(注3) 「Apache」は、オープンソースのWebサーバソフトです。

(注4) 「IIS」は、「Internet Information Services」の略で、マイクロソフト社が提供するWebサーバソフトです。

(注5) 「WebLogic」は、Oracle社が提供するアプリケーションサーバです。

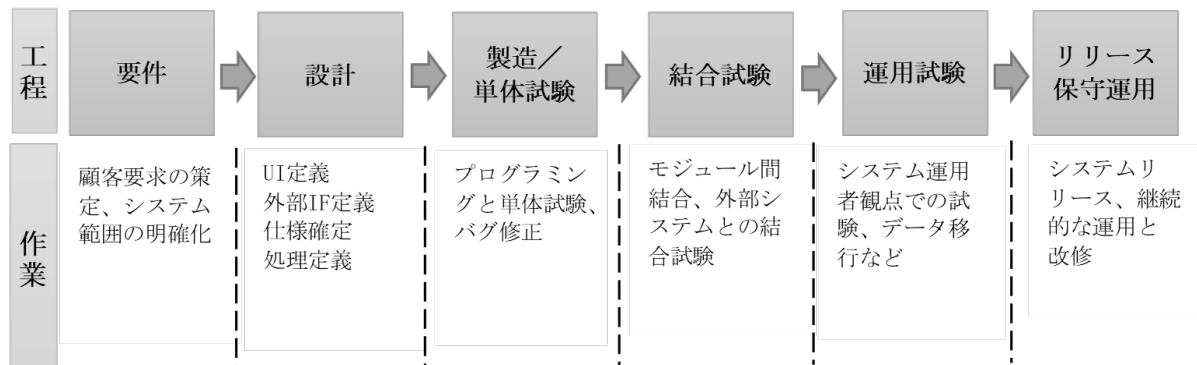
(注6) 「WebSphere」は、IBM社が提供するアプリケーションサーバです。

(注7) 「Interstage」は、富士通が提供するシステム構築用のミドルウェアの総称です。

② 受託開発業務

業務システムやWebアプリ、モバイルアプリ等の各種ソフトウェア開発について、要件定義、設計、製造、試験、運用の各工程に合わせたチームを構築して受託開発を行っております。

【受託開発での標準フロー】

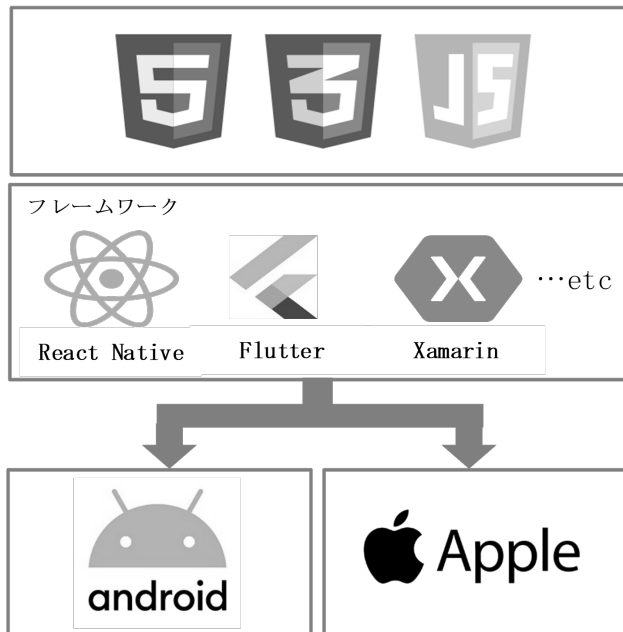


③ IoT・エンベデッドシステム、スマートデバイス開発業務

IoT 関連の各種アプリケーションや制御・組込み系のエンベデッドシステム開発(注1)、Android、iOSを中心としたスマートデバイス向けアプリケーションの開発を行っております。

スピード感を求められるスマートフォンアプリ市場でスピーディかつコストを抑えたハイブリッドアプリ開発(注2)を行っております。当事業においてはアジャイル開発を積極的に採用しています。

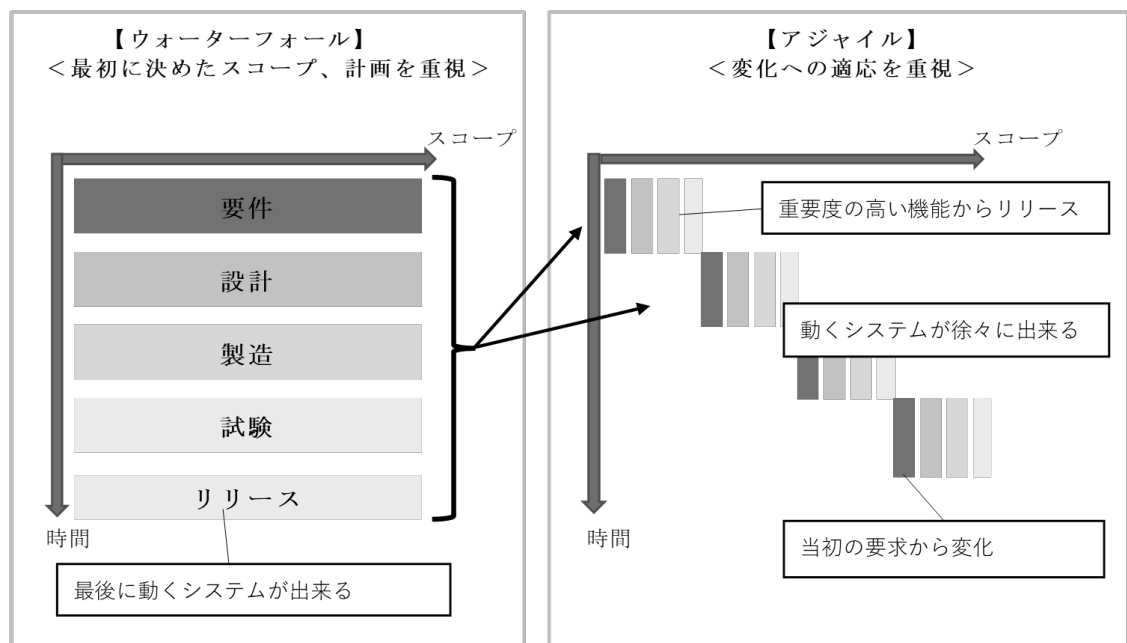
【ハイブリッドアプリ開発のイメージ】



【開発事例】

- Androidカーナビ開発
- 会員向けカラオケ配信アプリ開発
- 赤外線通信パッケージ開発
- 警察業務支援アプリ開発
- 高齢者見守りウォッチ向けアプリ開発
- 児童向け見守りアプリ開発
- 通信事業者ポイントアプリ開発
- コード決済アプリ開発
- ショッピングアプリ開発

【アジャイルでの開発】



(注1) エンベデッドシステム開発とは、家電・自動車・製造ロボットなどに組み込まれているコンピューターシステムの開発です。

(注2) ハイブリッドアプリ開発とは、AndroidとiOSと異なったOSで動くアプリ開発にフレームワークを介してHTML、CSS、JavaScriptなどWebアプリ開発の技術を利用し、短期間に行える開発手法です。

(2) インフラ事業

① サーバー・ネットワーク構築業務

インフラ構築（ネットワークの設計、ハードウェア・ミドルウェアの導入）を行っております。個別オンプレミスでのインフラ構築だけでなく、パブリッククラウド・プライベートクラウドを活用したインフラ構築を行っております。

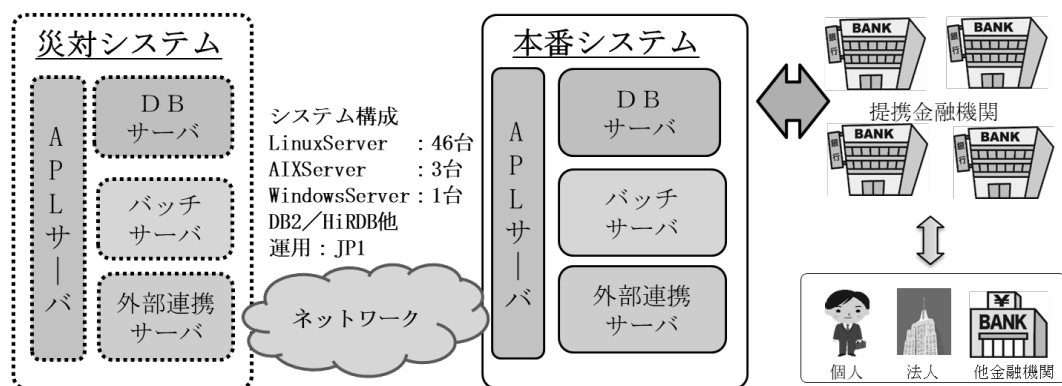
② システム運用業務

日常的な運用業務・オペレーション代行など、システムの安定稼動を維持し、運用管理における顧客の負担を軽減する業務を行っております。システム運用管理の一括受託から運用監視要員の派遣、サーバー及びネットワークの運用管理等を行います。

金融機関向けInternetバンキングシステム設計・構築・運用

【プロジェクト概要】

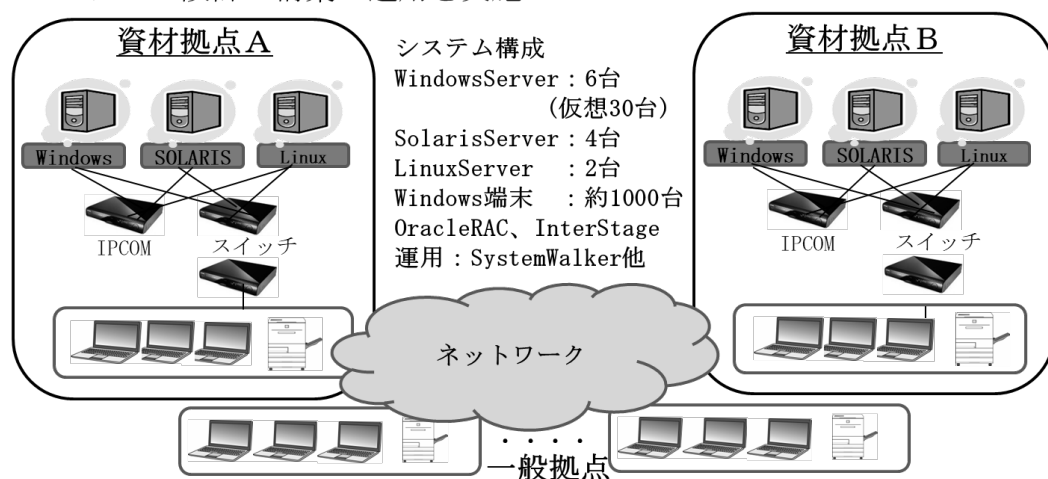
複数の金融機関のインターネットバンキングシステムの取り纏めを実施するシステム基盤の更改に伴う運用監視システムの設計・構築・保守を実施



官公庁向け資材補給システム設計・構築・運用

【プロジェクト概要】

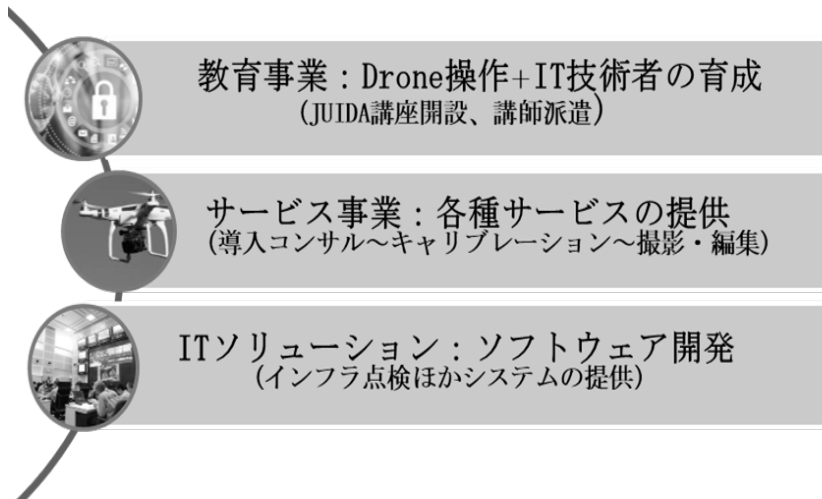
2拠点の在庫状況を管理し、不足時に資材の補給を実施するシステムの設計・構築・運用を実施



(3) その他

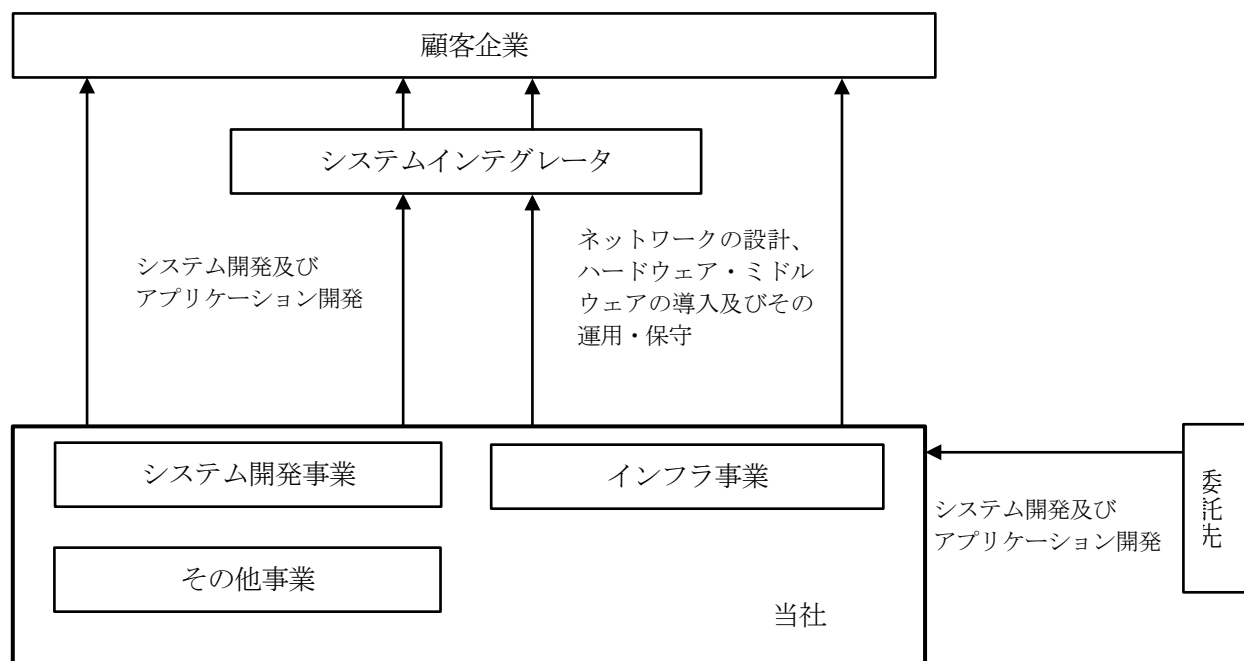
ドローン事業

ドローンの活用支援として、ドローン技術者の育成を行う教育事業、導入支援から動画の企画・撮影・編集をワンストップで行うサービス事業、防災や災害対策等のソフトウェア開発を行うITソリューション事業を行っております。なお、当該ドローン事業の売上は前事業年度、当事業年度ともに僅少であります。



(事業系統図)

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
185	32.3	5.2	4,464

(注1) 従業員数は就業人員であります。

(注2) 従業員数は、最近1年間において24名増加しております。事業拡大、将来を見越して積極的に採用を行ったことが著しい増加の要因です。

(注3) 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

(注4) 当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における世界経済は、米国での大規模な経済対策、欧米での新型コロナウイルス感染症に係るワクチン普及に伴う社会活動の正常化などを背景に回復基調にあるものの、世界的な半導体不足による消費財の減産等から回復の勢いが鈍化し、さらに中国におけるロックダウンなどの影響もあり、内外需ともに伸び悩みを見せております。加えて、ロシアによるウクライナ侵攻が資源・食料価格の高騰やサプライチェーンの混乱を招き、コロナ後の需要回復と相まって世界的なインフレ圧力が高まっております。各国における金融政策や為替相場も不安定に推移し、先行き不透明感が継続しております。

日本経済は、世界経済の回復に伴う輸出増加等を背景に回復傾向を見せ、中でも製造業の設備投資や住宅投資に持ち直しの動きが見られます。また、新型コロナウイルス感染症の収束への見通しは依然として不透明であるものの、ワクチン接種や徹底した感染予防対策等の進展から、行動制限が順次緩和された結果、2022年3月以降、景気動向は総じて回復基調で推移しております。ただし、我が国の低金利政策継続を受けた円安が進行するなど、不安要素も内包しております。

当社が属する情報サービス産業においては、新型コロナウイルス感染症の収束時期を予測することは難しく、一部業種における顧客企業のIT投資延期や意思決定の保留も見られるなど、依然として厳しい状況が継続しております。しかし、一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、AI・ロボット技術を活用したリモート作業やEC（電子商取引）、リモートワークなどの需要増加が見込まれるとともに、社会全体の変革を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）が拡大基調にあり、業務効率化のためのICT・IoT投資も今後増加することが見込まれるなど、企業成長、競争力強化を目的とするIT投資は総じて底堅く推移すると予想されております。

このような環境下において、当社は引き続き、当社製品・サービスの活用によって顧客企業の成長を強力に支援するとともに、働き方改革に伴う生産性の向上や業務の効率化を目指し、更なる採算性の重視、品質の向上に努めてまいりました。これらの結果、売上高は1,640,238千円（前期比10.4%増加）、営業利益は35,473千円（同286.5%増加）、経常利益は44,060千円（同19.9%減少）、当期純利益は33,369千円（同12.2%減少）となりました。

なお、当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメントごとの記載に代えて、事業別に記載いたします。

[システム開発事業]

売上高は1,344,222千円（前期比10.8%増加）となりました。これは主に新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた既存顧客に対する継続的な受注活動、積極的な人材の採用及びパートナー企業との連携強化等によるものです。

[インフラ事業]

売上高は296,016千円（前期比8.8%増加）となりました。システム開発事業と同様、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた持続的な受注活動等によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は258,118千円（前年比34,174千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は2,524千円（前事業年度は78,936千円の獲得）となりました。主な減少要因は法人税等の支払額25,110千円、長期前払費用の増加額19,544千円、未払金の減少額15,057千円等、主な増加要因は税引前当期純利益の計上44,060千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は56,358千円（前事業年度は75,618千円の使用）となりました。主な減少要因は定期預金等の預入による支出182,431千円、保険積立金の積立による支出8,224千円等、主な増加要因は定期預金等の払戻による収入132,631千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は93,057千円(前事業年度は17,973千円の獲得)となりました。その増加要因は長期借入れによる収入180,000千円、短期借入金の純増加額4,950千円、その減少要因は長期借入金の返済による支出80,393千円、社債の償還による支出7,000千円、配当金の支払額4,500千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産、仕入実績

生産実績につきましては、該当事項はありません。また、仕入実績につきましては、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

受注実績につきましては、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門ごとに示すと、以下のとおりです。

事業部門の名称	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	前期比 (%)
システム開発事業 (千円)	1,344,222	110.8
インフラ事業 (千円)	296,016	108.8
合計 (千円)	1,640,238	110.4

(注1) ドローン事業の売上はインフラ事業に含めております。

(注2) 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
TDCソフト(株)	733,790	49.4	812,153	49.5
富士通(株)	189,618	12.7	173,397	10.6

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

日本経済は今後、資源高や海外経済減速による下押し圧力を受けるものの、感染症や供給制約の影響が和らぐもとで、緩和的な金融環境や政府の経済対策の効果にも支えられて、緩やかに回復していくと見込まれております。

当社が属する情報サービス産業においては、デジタル化、効率化の動きが緩やかに進み、クラウドコンピューティング、AI(Artificial Intelligence)、IoT (Internet of Things)、RPA (Robotic Process Automation)、ブロックチェーン及びマイクロサービス等の技術革新によるDX (デジタルトランスフォーメーション) の潮流が、企業の競争力強化に向けた戦略的投資需要を高め、IT投資需要は増加基調で推移していくことが見込まれております。

一方で、IT技術者不足が常態化し人材の確保及び育成が大きな課題となっております。こうした経営環境に対応するため、今後当社といたしましては、技術力、営業力及び開発力の強化に加えオンラインを活用した事業活動を行い、顧客の更なる価値向上に貢献するため、特に下記の4点を重要課題として取り組んでまいります。

(1) 技術力確保と品質向上及び生産性向上

当社が属する情報サービス産業においては、技術革新のスピードが速く、特にソフトウェアを支える技術は日々進化しております。クラウドコンピューティング、AI、IoT、RPA、ブロックチェーン及びマイクロサービス等の技術革新による業務効率化等のニーズの高まりにより当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。

こうした事業環境の中、最先端技術習得の強化と専門技術の高度化を図り、最新の技術力確保と品質向上に努め、開発コストの低減を図り生産性向上に努めてまいります。

(2) 技術者の確保

当業界において優秀な技術者を確保することは、会社の発展、成長に欠かせない要件となっております。

このような状況下、当社はオンラインを活用した採用活動を推進しながら、継続的な会社の発展、成長を支えるための新卒採用活動を強化し、優秀な技術者の確保に努めております。

また、技術者確保のひとつの方法として、パートナーと位置付ける協力会社からの技術者の受け入れを行っており、新規開拓及び継続的關係強化により社外からの技術者の確保にも努めてまいります。

(3) 人財の育成

当社は、人財が重要な財産であると認識し、会社を発展成長させるための重要な課題として人財育成に取り組んでおります。技術面においては、最先端技術習得の強化と専門技術の高度化による技術力の向上をはじめ、プロジェクトマネジメント力及び品質管理能力の向上を図っております。営業面においては、業界動向や顧客情報の早期収集により顧客目線に立った提案力の強化を図っております。「社員の挑戦を後押しする人事制度」を目標に掲げ、人事制度の見直しに取り組んでまいります。

(4) 業務の適正を確保するための体制の強化

当社は、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性の確保のため、違法行為や不正等が行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう、内部統制システムを整備し適切に運用してまいります。

また、コンプライアンスに留意のうえ企業統治を一層強化する観点から、継続的改善に努める旨の内部統制システムの構築に関する基本方針を決定しております。

詳細は、「第一部 企業情報 第5【発行者の状況】 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】」に記載のとおりであります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業環境について

システム開発事業においては、設備投資及び開発投資動向が当社の想定どおりに推移する保証はなく、顧客の収益動向が悪化した場合は情報サービス投資が縮小し、当社の経営成績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。また、当社事業については、システム開発以外の各企業等の情報化投資の動向により影響を受ける可能性があります。

また、大規模事業者から小規模事業者まで多数の事業者が存在しており、これら事業者との競合が生じております。現状においては、政府や民間企業のIT化推進等に伴い業界全体における開発需要は堅調であるものの、一部で競合激化等による価格競争は生じております。この影響による開発需要の減少や新規参入増加等により更に競争が激化した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、長年積み重ねたシステム開発事業の経験を活かし、既存顧客を中心としたリピートオーダーの確保や新たなニーズの掘り起こしに加え、需要拡大が見込まれる成長分野や新規顧客の獲得に向けた営業活動を積極的に進めてまいります。

(2) 特定取引先への依存について

当社の販売先上位であるTDCソフト株式会社の売上高構成比は、当事業年度において約49.5%であります。また、富士通株式会社への売上高比率も約10.6%となっており、合計が60%以上となり、2社に占める依存度が高い状況にあります。当社としては今後も、上記2社に対して積極的な営業活動を行い受注拡大に努めてまいります。また、上記2社の方針や事業戦略等に変化が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、更なる事業拡大に向け上記2社以外にもNTTグループ等との取引拡大に向け注力しており、今後も継続的に受注拡大を図ってまいります。

(3) 収益構造について

当社のほとんどの事業においては、原価の相当部分が、人件費、賃貸料などの固定費で構成されているため、売上の小幅な減少であっても、営業利益に大きな影響を及ぼすことになります。このようなリスクへの対応策として、当社では、構造改革（固定費削減等）による損益分岐点低下に努めているものの、このような収益構造が、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 当社の事業体制等について

① 開発プロジェクトの管理について

システム開発事業においては、請負契約により受注することもあります。当該業務の性質上、作業見積り等により受注条件の交渉を行っております。当初の見積り以上の作業工数が必要となり開発案件の採算性悪化や作業遅延が発生したり、契約後におけるシステム開発案件の仕様変更等により開発費用の追加が発生したりする可能性もあり、受注競争激化や優秀な技術者不足による見積精度の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、今後も技術者教育の強化と共に、作業遅延等が発生しないようプロジェクトマネジメント力の強化を図ってまいります。

② 当社が開発するソフトウェアの不具合発生について

システム開発事業においては、顧客の検収後にシステムの不具合（いわゆるバグ）等が発見される場合があります。当社が顧客へ納品するソフトウェアの不具合等に起因して顧客企業等における重大なシステム障

害が発生した場合や、不具合等の発生に対して適切且つ迅速な処理または対応が困難となった場合には、顧客からの損害賠償請求や当社の信頼低下等が生じる恐れがあり、当社の事業展開、経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、ISO9001を認証取得し、品質マネジメントシステムに基づいた品質管理体制を構築し品質向上対策の強化に努めており、今後も顧客へ納品するソフトウェアの不具合等の発生防止に留意してまいります。

③ 情報セキュリティ管理について

当社は顧客の情報システムを構築する過程において、個々の顧客業務内容等の機密情報を入手し得る立場にあることから、当社の過失や第三者による不法行為によって顧客の個人情報や機密情報、当社が保有する個人情報等が外部へ流出した場合には、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、情報セキュリティ基本方針に基づき、個人情報を含めた情報管理に関する社内教育を徹底し、外部委託先との機密保持契約の締結や入退出管理、アクセス可能者の制限、アクセスログ取得等の情報セキュリティ対策を適切に実施しております。

また、当社ではISO27001に準拠した情報セキュリティマネジメントシステムを用いた情報セキュリティ体制を構築し情報セキュリティ対策の強化に努めており、今後も個人情報を含めた機密情報の漏えい防止に留意してまいります。

(5) 開発技術について

① 技術革新への対応について

ソフトウェア業界においては、技術革新のスピードが速く、ソフトウェアを支える技術は日々進化しております。

最新技術の習得及び開発技術力の向上については、個々の技術者の取り組みに依存する部分もあり、業界における技術革新に対して当社の対応が遅れた場合には、顧客企業に提供する技術品質の低下等により、競争力が損なわれ、当社の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、毎年見直しを図りながら実践的な技術教育を行うと共に、最先端技術や注力分野の技術者育成にも積極的に取り組んでおります。個々の技術者が継続的にスキルアップできるようなフォローアップ体制も強化しながら、今後においても継続的に技術者教育に取り組んでまいります。

② 知的財産権の対応について

システム開発事業においては、ソフトウェア開発にかかる技術ノウハウの蓄積は推進しているものの、公知の技術を活用した受託開発が主体であることから、当社の開発成果による特許性を有する独自技術等は生じ難い業態であります。

一方で、当社が属するソフトウェア業界等においては、自社技術保護の観点から知的財産権が注目され、特許等の申請が増加傾向にあります。当社が事業上用いる技術ノウハウ等について、当社が認識しない第三者が既に知的財産権を取得している、もしくは、第三者が今後において知的財産権を取得した時には、当該第三者より使用差止及び損害賠償等の訴えを起こされる場合や知的財産権の使用にかかる対価の支払い等が発生する恐れがあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社では、弁護士や弁理士への事前相談を行う等により、第三者が保有する知的財産権を侵害しないように留意しつつ事業を展開しており、今後も継続的に留意してまいります。なお、現時点において、第三者より知的財産権の侵害に関する指摘等を受けた事実はありません。

(6) 法的規制について

① 労働者派遣及び準委託契約による業務について

当社は顧客企業と業務請負契約を締結後、業務の遂行にあたり、当社の従業員が顧客企業内にて業務を行う必要が生じた場合には、必ず監督者としてリーダーを常駐させ、従業員への指揮命令を当該リーダーが行うこととする体制にしております。また当該リーダーからは定期的な業務報告を受けることとしており、偽装請負問題に発展しないための対策を講じるなど、関係法令を遵守して運営しております。しかしながら、労働者派遣法に定める派遣事業主としての欠格事由に該当もしくは当局により偽装請負問題を指摘され、是正指導に従わない等、法令に違反する事項が発生した場合には、事業の停止や派遣事業者の許可の取り消しをされる可能性があります、その場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②長時間労働と労務問題について

当社は、時間外労働及び休日労働を含めた全ての勤務時間管理については、全てクラウド勤怠管理システムで時間管理をしておりますが、提供するサービスや構築システムの社会性の高さ、また、システム開発の属人性の高さから、緊急時において長時間労働が発生する可能性があり、健康問題や労務問題につながる可能性があります。

(7) 災害等の発生について

地震・暴風雨・洪水等の自然災害、火災・テロ・暴動・戦争等の人災、感染症が発生し、当社の従業員の勤務に大きな支障をきたした場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の拠点及び顧客先において、社会インフラの損壊や機能低下等、予想を超える事態が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症による影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、在宅勤務へ移行するなど、従業員の健康と安全の確保と事業継続の両立を図っております。しかしながら、開発プロジェクトメンバーや顧客、協力会社関係者等において、新型コロナウイルスに感染し、関係者同士の接触等により感染が拡大した場合は、出勤停止措置等により、開発プロジェクトが一定期間中断される可能性があり、状況が長期化した場合には業績が悪化するリスクがあります。また、顧客の投資延期、中止により受注が減ることにより、業績が悪化するリスクがあります。

(9) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」とします）において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社（以下「乙」とします。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態になった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する

事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合に おける産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再生計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には、当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払い不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号cに規定する合意を行った場合
 当該再生計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の連携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下 本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- (10) 法令違反及び上場契約違反等
甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- (11) 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- (12) 株式の譲渡制限
甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- (13) 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- (14) 指定振替機関における取扱い
甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (15) 株主の権利の不当な制限
甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる株の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式合併その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- (16) 全部取得
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- (17) 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき
- (18) その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は552,118千円で、前事業年度末に比べ12,360千円減少しております。主な減少要因は現金及び預金の減少14,250千円等、主な増加要因は売掛金及び契約資産の増加2,894千円等であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は416,063千円で、前事業年度末に比べ125,778千円増加しております。主な増加要因は長期預金の増加98,226千円、長期前払費用の増加19,544千円、保険積立金の増加7,341千円等であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は416,909千円で、前事業年度末に比べ35,093千円増加しております。主な増加要因は1年内返済予定の長期借入金の増加42,999千円、未払費用の増加8,324千円等、主な減少要因は未払金の減少15,057千円、未払法人税等の減少14,909千円等であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は259,294千円で、前事業年度末に比べ49,608千円増加しております。長期借入金の増加56,608千円、社債の減少7,000千円がその変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は291,978千円で、前事業年度末に比べ28,716千円増加しております。当期純利益33,369千円の計上による利益剰余金の増加及び剰余金の配当4,500千円による利益剰余金の減少が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、当社は設備投資を行っておりません。また、重要な設備の除却等を行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (名)
		建物附属設備	工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	78	934	1,012	166
九州支社 (福岡市博多区)	事務所	746	—	746	19

(注1) 当社はシステム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(注2) 本社及び九州支社は賃借物件であり、その年間賃借料は、本社14,738千円、九州支社2,713千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2022年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年3月20日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	360,000	270,000	90,000	90,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	360,000	270,000	90,000	90,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年10月1日(注)	89,100	90,000	—	45,000	—	—

(注) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(6)【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	－	－	－	1	－	－	46	47	－
所有株式数(単元)	－	－	－	4	－	－	896	900	－
所有株式数の割合(%)	－	－	－	0.4	－	－	99.6	100	－

(注) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づいて同日付で定款の変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
柴田 美知男	神奈川県横須賀市	22,900	25.44
工藤 浩昭	埼玉県ふじみ野市	10,000	11.11
井手 浩太	埼玉県和光市	8,000	8.89
五十嵐 圭	東京都町田市	4,600	5.11
幸 隆志	埼玉県越谷市	4,600	5.11
栗田 基輝	東京都北区	4,200	4.67
平野 隼都	東京都葛飾区	3,900	4.33
小原 紹五	横浜市南区	3,300	3.67
吉川 正太	東京都足立区	3,000	3.33
松本 隆裕	神奈川県藤沢市	3,000	3.33
計	—	67,500	75.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 90,000	900	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 90,000	—	—
総株主の議決権	—	900	—

(注) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づいて同日付で定款の変更が行われ、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、経営成績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を行うことを基本的な方針とし、剰余金の配当の決定機関を株主総会としております。

内部留保資金につきましては、競争力強化のための投資資金及び財務内容のさらなる改善のための資金とし、企業価値の向上に活用してまいります。

なお、当事業年度の配当につきましては、期末配当金を1株につき50円とすることといたしました。基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2023年3月18日 定時株主総会決議	4,500	50

4【株価の推移】

当社株式は、当事業年度末日において非上場でありますので、該当事項はありません。

なお、当社株式は2023年3月16日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしました。

5【役員の状況】

男性10名 女性一名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	柴田 美知男	1952年 5 月14日	1971年 4 月 1976年 3 月 1992年 9 月 1994年 4 月 1999年 1 月	三浦信用金庫（現かながわ信用金庫）入庫 ㈱スパルコンピュータ入社 ディスコム㈱入社 ティ・アイ・シー㈱入社 当社設立、代表取締役社長就任（現任）	(注1)	(注3)	22,800
常務取締役	経営管理 本部長	井手 浩太	1977年 7 月12日	2001年 6 月 2008年 3 月 2014年 2 月	当社入社 当社取締役就任 当社常務取締役 経営管理本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	8,000
常務取締役	営業本部長	小原 紹五	1948年 7 月15日	1974年 4 月 1977年10月 1985年 7 月 2000年 8 月 2010年10月 2011年 2 月 2012年 1 月	東合交易㈱入社 ㈱アド企画入社 ㈱ビー・エス・シー（現富士通㈱）入社 ㈱フライト（現SCSK Minoriソリューションズ ㈱）入社 当社入社 当社取締役就任 当社常務取締役 営業本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	3,300
取締役	統括 本部長	幸 隆志	1978年11月27日	2005年 2 月 2014年 2 月 2023年 1 月	当社入社 当社取締役 第二技術本部長就任 当社常務取締役 統括本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	4,600
取締役	第一技術 本部長	平野 隼都	1981年10月16日	2006年 9 月 2015年 1 月 2020年 2 月	当社入社 当社技術本部部長就任 当社取締役 第一技術本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	3,900
取締役	第三技術 本部長	吉川 正太	1979年12月 7 日	2002年 4 月 2014年 2 月 2023年 1 月	当社入社 当社取締役 第四技術本部長就任 当社取締役 第三技術本部長就任（現任）	(注1)	(注3)	3,000
取締役	九州 支社長	井手 亮輔	1979年 8 月27日	2007年 6 月 2020年 2 月 2023年 1 月	当社入社 当社取締役 第五技術本部長就任 当社取締役 九州支社長就任（現任）	(注1)	(注3)	600
取締役	DX 推進室長	木村 喜昭	1961年11月 6 日	1984年 4 月 1989年 4 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2021年 4 月 2023年 1 月	フアナック㈱入社 富士通大分ソフトウェアラボラトリ㈱（現富士 通㈱）入社 当社出向（2021年 3 月まで） 当社入社 当社取締役 第五技術副本部長就任 当社取締役 DX推進室長就任（現任）	(注1)	(注3)	2,000
監査役	－	佐々木 孝興	1959年 6 月20日	1982年 4 月 2006年 4 月 2009年 4 月 2016年 4 月 2020年10月 2021年 9 月	㈱ビー・エス・シー（現富士通㈱）入社 同社パッケージ&サービス本部 事業推進室室長 就任 同社サービスビジネス本部 事業推進室室長就任 同社エンベデッドシステム本部 事業推進室室長 就任 当社入社 当社監査役就任（現任）	(注2)	(注3)	－
監査役	－	高松 健	1973年 9 月27日	1997年 4 月 2013年 1 月 2015年10月 2017年12月 2019年 7 月 2020年 2 月 2021年 4 月 2021年 9 月	テクノバン㈱（現テクノバン㈱）入社 同社執行役員就任 キャリア・バン㈱代表取締役就任 ㈱トリプルアイズCOO就任 千葉科学大学危機管理学部特別講師就任 ㈱リプレス代表取締役就任（現任） 一般社団法人日本中小企業スマートビジネス推 進協会設立、代表理事就任（現任） 当社社外監査役就任（現任）	(注2)	(注3)	－
計								48,200

(注1) 取締役の任期は、2022年10月1日から2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(注2) 監査役の任期は、2022年10月1日から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(注3) 2022年12月期における役員報酬の総額は、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】⑧役員報酬の内容」に記載のとおりです。

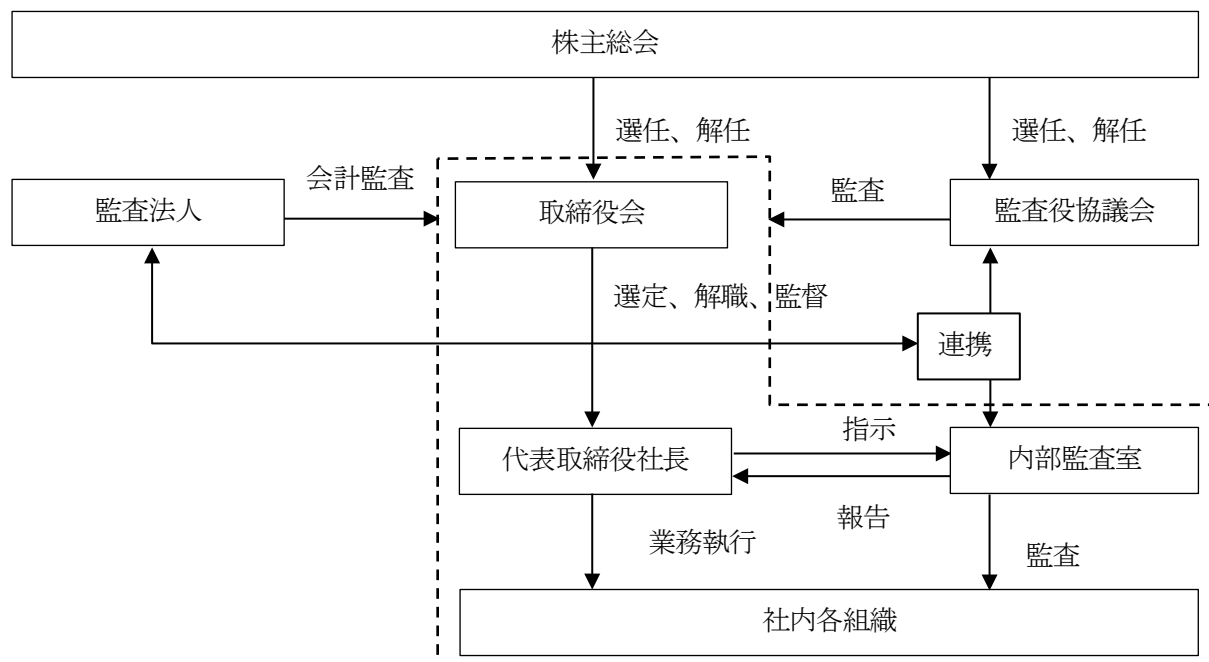
(注4) 取締役井手亮輔氏は、常務取締役井手浩太氏の弟であります。

(注5) 監査役高松健氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付けております。当社の企業価値を継続的に向上させ、また、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

② 会社の機関の内容

イ. 取締役会

当社の取締役会は、8名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。

なお、定例取締役会は毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名の監査役により構成される監査役協議会を開催しております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2022年12月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、犬飼宗次氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名及びその他2名であります。

なお、当社と同監査法人及び監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

なお、当社の内部統制システムの基本方針の概要は次のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守に則り「社是」及び「経営理念」を取締役及び使用人全員へ周知します。また、各部門が有する法令・企業倫理遵守責任を補完・強化し、法令遵守に関する施策の推進を行います。

周知に当たっては「コンプライアンス規程」等を活用し、事業活動に係るコンプライアンスに対する取締役及び使用人の責任を明確化致します。

代表取締役が法令・企業倫理遵守に関する通報・相談の対応を行います。

b. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令並びに情報の保存及び管理に関する社内規程に従い適切にその保存と管理を行います。

c. 損失の危機管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク管理に関しては、関連する社内規程に従った各部門の自律的な取り組みを基本とし、リスク発生の未然防止及び発生した場合に的確に対応するため、取締役会で経営上のリスクを総合的に分析し、意思決定を図ってまいります。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定例的に開催しております。取締役会は経営方針及び重要な意思決定と業務執行に関する監督等を行う機関として、会社の重要事項を決定します。

なお、取締役の職務については取締役会規則並びに社内規程でその職務を定めております。

e. 監査役がその職務補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社には監査役の職務を補助すべき専属の使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の補助使用人を置くこととし、その補助使用人に対する人事等については、取締役と監査役が事前の協議のうえ決定するものとします。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社及び当社の関係会社に重大な影響を及ぼす事項について報告します。

また、当社は、監査役が取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文章等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を確保しております。

④ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、内部監査室（担当者1名）が主管部署として業務を監査しております。なお、内部監査室の監査は、取締役会が指定する部署が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点については、内部監査担当者より代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として経営管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外監査役を1名選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役である高松健氏と当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関

係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしており、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、多様な視点、経験、高度なスキルを有する人材を選任しております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	37,115	37,115	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	5,169	5,169	—	—	1
社外役員	570	570	—	—	1

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。な

お、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	8,200	—
計	8,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模・業務の特性等に基づいた監査日数を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	356,572	342,322
売掛金	195,893	—
売掛金及び契約資産	—	※ 1 198,788
前払費用	7,451	7,500
未収入金	3,053	842
その他	1,507	2,664
流動資産合計	564,478	552,118
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	907	825
工具、器具及び備品（純額）	1,617	934
有形固定資産合計	※ 2 2,524	※ 2 1,759
投資その他の資産		
長期前払費用	35,692	55,237
前払年金費用	10,610	13,330
差入保証金	9,821	9,646
保険積立金	37,733	45,074
長期預金	185,789	284,016
その他	8,112	6,998
投資その他の資産合計	287,760	414,303
固定資産合計	290,285	416,063
資産合計	854,763	968,181

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	63,400	68,350
1年内償還予定の社債	7,000	7,000
1年内返済予定の長期借入金	56,207	99,206
未払金	106,256	91,199
未払費用	80,312	88,637
未払法人税等	15,227	318
未払消費税等	29,796	34,075
預り金	15,698	17,269
賞与引当金	7,916	10,854
流動負債合計	381,815	416,909
固定負債		
社債	22,000	15,000
長期借入金	183,726	240,334
資産除去債務	3,960	3,960
固定負債合計	209,686	259,294
負債合計	591,501	676,203
純資産の部		
株主資本		
資本金	45,000	45,000
利益剰余金		
利益準備金	1,517	1,967
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	216,711	245,131
利益剰余金合計	218,228	247,098
株主資本合計	263,228	292,098
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33	△119
評価・換算差額等合計	33	△119
純資産合計	263,262	291,978
負債純資産合計	854,763	968,181

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	1,485,293	※1 1,640,238
売上原価	1,285,500	1,374,926
売上総利益	199,793	265,312
販売費及び一般管理費	※2 190,615	※2 229,838
営業利益	9,177	35,473
営業外収益		
受取利息	68	21
受取配当金	29	18
保険配当金	377	1,574
保険解約返戻金	494	10,060
助成金収入	45,620	932
その他	1,914	412
営業外収益合計	48,505	13,019
営業外費用		
支払利息	2,349	3,363
社債利息	34	27
支払手数料	313	247
支払補償費	—	790
その他	—	5
営業外費用合計	2,697	4,433
経常利益	54,985	44,060
税引前当期純利益	54,985	44,060
法人税、住民税及び事業税	19,722	10,029
法人税等調整額	△2,736	661
法人税等合計	16,986	10,690
当期純利益	37,999	33,369

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		786,857	61.2	844,311	61.4
II 外注費		473,032	36.8	505,261	36.8
III 経費		25,610	2.0	25,353	1.8
合計		1,285,500	100.0	1,374,926	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額 金	評価・換 算差額等 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	45,000	1,292	181,186	182,478	227,478	—	—	227,478
当期変動額								
剰余金の配当			△2,250	△2,250	△2,250			△2,250
利益準備金の積立		225	△225	—	—			—
当期純利益			37,999	37,999	37,999			37,999
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—	—	33	33	33
当期変動額合計	—	225	35,524	35,749	35,749	33	33	35,783
当期末残高	45,000	1,517	216,711	218,228	263,228	33	33	263,262

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	45,000	1,517	216,711	218,228	263,228	33	33	263,262
当期変動額								
剰余金の配当			△4,500	△4,500	△4,500			△4,500
利益準備金の積立		450	△450	—	—			—
当期純利益			33,369	33,369	33,369			33,369
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						△153	△153	△153
当期変動額合計	—	450	28,419	28,869	28,869	△153	△153	28,716
当期末残高	45,000	1,967	245,131	247,098	292,098	△119	△119	291,978

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	54,985	44,060
減価償却費	1,141	764
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△1,993	△2,719
賞与引当金の増減額 (△は減少)	322	2,937
受取利息及び受取配当金	△98	△40
保険解約返戻金	△494	△10,060
助成金収入	△45,620	△932
支払利息及び社債利息	2,384	3,390
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△53,634	△2,894
未収入金の増減額 (△は増加)	16,353	2,211
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△6,228	△19,544
未払金の増減額 (△は減少)	51,033	△15,057
未払費用の増減額 (△は減少)	1,306	8,324
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△518	4,278
預り金の増減額 (△は減少)	1,681	1,571
その他	△2,629	△1,343
小計	17,990	14,945
利息及び配当金の受取額	90	38
利息の支払額	△2,384	△3,390
法人税等の支払額	△384	△25,110
法人税等の還付額	7,185	—
助成金の受取額	55,944	932
保険解約返戻金の受取額	494	10,060
営業活動によるキャッシュ・フロー	78,936	△2,524
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金等の預入による支出	△79,250	△182,431
定期預金等の払戻による収入	19,444	132,631
保険積立金の積立による支出	△8,159	△8,224
その他	△7,653	1,665
投資活動によるキャッシュ・フロー	△75,618	△56,358
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	7,450	4,950
長期借入れによる収入	80,000	180,000
長期借入金の返済による支出	△60,227	△80,393
社債の償還による支出	△7,000	△7,000
配当金の支払額	△2,250	△4,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	17,973	93,057
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	21,290	34,174
現金及び現金同等物の期首残高	202,653	223,944
現金及び現金同等物の期末残高	※ 223,944	※ 258,118

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等以外のもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

工具、器具及び備品 5年

(2) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として計上しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（期末自己都合退職金要支給額）に基づき、計上しております。計算方法は簡便法を使用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。契約開始時において、一定期間にわたり充足する履行義務かどうかを判断し、当該履行義務に該当しないと判断されるものについては、一時点で充足する履行義務としています。

一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、システム開発における請負契約及び準委任契約が含まれております。これらの契約は期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性に係る見積り)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産（投資その他の資産のその他）	3,670千円	3,090千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社は、繰延税金資産の計上について、将来計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みに基づき、回収可能性を十分に検討しております。新型コロナウイルス感染症拡大による課税所得への影響については、早期収束が見通せない中、翌年度末にかけて徐々に収束し回復に向かうものと仮定して見積っております。

ただし、主要な仮定である新型コロナウイルス感染症の影響下における売上高は見積りの不確実性が高く、将来の課税所得の発生金額や発生時期等の見込みの変動により、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、受注制作のソフトウェアにおける契約に関して、受託業務の進捗部分について成果の確実性が認められる契約には工事進行基準を、この要件を満たさない契約には工事完成基準を適用してきましたが、当事業年度より、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、繰越利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動資産に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち当事業年度に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

- ※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「(収益認識関係) 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1) 契約資産の残高等」に記載しております。

- ※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,798千円	5,563千円

(損益計算書関係)

- ※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- ※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
役員報酬	29,543千円	42,854千円
給料及び賞与	45,649	57,775
退職給付費用	1,849	2,763
減価償却費	1,141	764
支払手数料	30,575	24,103
賃借料	20,341	19,514

販売費に属する費用及び一般管理費に属する費用のおおよその割合は以下のとおりであります。

販売費	28.9%	33.0%
一般管理費	71.1%	67.0%

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	900	—	—	900
合計	900	—	—	900

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年4月10日 定時株主総会	普通株式	2,250	2,500	2020年12月31日	2021年4月10日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月26日 定時株主総会	普通株式	4,500	利益剰余金	5,000	2021年12月31日	2022年3月26日

当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	900	89,100	—	90,000
合計	900	89,100	—	90,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 89,100株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月26日 定時株主総会	普通株式	4,500	5,000	2021年12月31日	2022年3月26日

(注) 当社は2022年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」は分割前の株数で算出しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月18日 定時株主総会	普通株式	4,500	利益剰余金	50	2022年12月31日	2023年3月18日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の当期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金勘定	356,572千円	342,322千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△132,628	△84,204
現金及び現金同等物	223,944	258,118

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針です。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日です。

短期借入金及び長期借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものです。そのうち一部は、資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。また、管理部門が適時に資金繰り計画作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	29,000	29,007	7
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	239,933	239,229	△703
負債計	268,933	268,236	△696

当事業年度（2022年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	22,000	21,937	△62
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	339,540	338,855	△684
負債計	361,540	360,792	△747

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	356,572	—	—	—
売掛金	195,893	—	—	—
合計	552,465	—	—	—

当事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	342,322	—	—	—
売掛金及び契約資産	198,788	—	—	—
合計	541,110	—	—	—

(注3) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	7,000	7,000	7,000	8,000	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	56,207	50,219	57,072	40,605	25,074	10,756
合計	63,207	57,219	64,072	48,605	25,074	10,756

当事業年度 (2022年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債 (1年内償還予定を含む)	7,000	7,000	8,000	—	—	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	99,206	110,828	63,941	45,090	20,475	—
合計	106,206	117,828	71,941	45,090	20,475	—

3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度 (2022年12月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定を含む)	—	21,937	—	21,937
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	338,855	—	338,855
負債計	—	360,792	—	360,792

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債 (1年内償還予定を含む)、長期借入金 (1年内返済予定を含む)

元利金の合計額を新規に同様の社債発行、借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから、時価は当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、退職一時金制度（すべて非積立型）を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職一時金制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
退職給付引当金（△は前払年金費用）の期首残高	△8,616	△10,610
退職給付費用	△1,993	△2,763
退職給付の支払額	—	43
退職給付引当金（△は前払年金費用）の期末残高	△10,610	△13,330

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（前払年金費用）の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
一時金制度の退職給付債務	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△10,610	△13,330
退職給付引当金（△は前払年金費用）	△10,610	△13,330
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△10,610	△13,330

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用は、前事業年度は△1,993千円、当事業年度は△2,763千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,661千円	13千円
賞与引当金	2,737	3,753
未払費用	412	569
減価償却費	526	1,174
資産除去債務	1,369	1,369
その他有価証券評価差額金	—	63
その他	650	759
繰延税金資産小計	7,358	7,703
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	7,358	7,703
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△18	—
前払年金費用	△3,668	△4,609
その他	—	△3
繰延税金負債合計	△3,687	△4,612
繰延税金資産の純額	3,670	3,090

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
法定実効税率	34.6%	34.6%
(調整)		
住民税均等割	0.7	0.9
特別税額控除	△5.1	△3.2
軽減税率適用による影響額	△2.8	△3.6
過年度法人税等	△0.6	△3.4
その他	4.1	△1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.9	24.3

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
期首残高	3,960千円	3,960千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—	—
時の経過による調整額	—	—
期末残高	3,960	3,960

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
(単位：千円)

	報告セグメント
	ソリューション サービス事業
一時点で移転される財	—
一定の期間にわたり移転される財	1,640,238
顧客との契約から生じる収益	1,640,238
外部顧客との売上高	1,640,238

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

(1) 請負契約及び準委任契約に基づく業務

請負契約及び準委任契約に基づく業務については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額で履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法にて計上しております。

(2) 派遣契約に基づく業務

派遣契約に基づく業務については、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
売掛金	185,485
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
売掛金	177,657
契約資産（期首残高）	10,407
契約資産（期末残高）	21,130

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間については、履行義務に関して、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、システム開発事業及びインフラ事業を主体とするソリューションサービス事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発事業	インフラ事業	合計
外部顧客への売上高	1, 213, 274	272, 019	1, 485, 293

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
TDCソフト(株)	733, 790	(注)
富士通(株)	189, 618	(注)

(注) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	システム開発事業	インフラ事業	合計
外部顧客への売上高	1, 344, 222	296, 016	1, 640, 238

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
TDCソフト(株)	812, 153	(注)
富士通(株)	173, 397	(注)

(注) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	2,925円13銭	3,244円20銭
1株当たり当期純利益	422円22銭	370円78銭

(注1) 2022年10月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	263,262	291,978
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	263,262	291,978
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	90,000	90,000

(注4) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純利益 (千円)	37,999	33,369
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	37,999	33,369
普通株式の期中平均株式数 (株)	90,000	90,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	3,197	—	—	3,197	2,372	82	825
工具、器具及び備品	4,126	—	—	4,126	3,191	682	934
有形固定資産計	7,323	—	—	7,323	5,563	764	1,759

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ウイズ・ワン 第1回無担保社債	2018年3月	29,000	22,000 (7,000)	0.1	無	2025年
合計	—	29,000	22,000 (7,000)	—	—	—

(注1) 当期末残高欄の()書は、1年以内に償還が予定されている額であります。

(注2) 社債の決算日後5年以内の償還予定額は以下のとおりです。

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
社債	7,000	7,000	8,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	63,400	68,350	1.7	—
1年以内に返済予定の長期 借入金	56,207	99,206	1.3	—
長期借入金(1年以内に返 済予定のものを除く。)	183,726	240,334	0.9	2024年～2027年
合計	303,333	407,890	—	—

(注1) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	110,828	63,941	45,090	20,475

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	7,916	10,854	7,916	—	10,854

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	73
預金	
普通預金	258,044
定期預金	84,204
小計	342,248
合計	342,322

② 売掛金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
TDCソフト(株)	68,963
富士通(株)	23,745
(株)FPS	11,385
サイバーコム(株)	8,156
(株)NTTデータフロンティア	4,950
その他	81,589
合計	198,788

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
195,893	1,804,262	1,801,368	198,788	90.1	39.9

③ 長期前払費用

区分	金額(千円)
前払保険料	54,579
信用保証料	630
その他	27
合計	55,237

④ 長期預金

区分	金額(千円)
定期預金	266,316
定期積金	17,700
合計	284,016

2 流動負債

① 未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)ウイング・システム	10,808
(株)マリモ・グローバル・テクノロジー	6,325
(株)ADインタラクティブ	5,011
(株)プラセンタ倶楽部	4,999
(株)三鋭システム	4,356
その他	59,700
合計	91,199

② 未払費用

内容	金額(千円)
給与	58,139
社会保険料	27,834
事業所税	1,731
その他	933
合計	88,637

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	— — — — —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL https://wiss1.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利、(2) 会社法第166条1項の規定により請求する権利、(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月20日

株式会社ウイズ・ワン
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 犬飼 宗次

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウイズ・ワンの2022年1月1日から2022年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウイズ・ワンの2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかど

うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。